

令和3年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	令和3年11月11日（木曜日）				午前・午 ^後	2時00分
開催場所	富士見市役所1階 第2委員会室					
会議時間	開会	午前・午 ^後 2時00分			議長	吉野 欽三
	閉会	午前・午 ^後 2時30分				
出席者数	委員 13名 事務局員 6名					
出席委員	会長	吉野 欽三		委員	渋谷 善行	
	委員	黒田 隆夫		委員	高橋 博	
	委員	梶 美智子		委員	塩野 浩	
	委員	東海林 恵子		委員	伊藤 哲洋	
	委員	南 絢子		委員	厚澤 茂男	
	委員	茶木 俊明		委員	吉川 英二	
	委員	北村 善男				
欠席委員	会長代理	池内 八十四郎		委員	斉田 征弘	
	委員	濱田 英治				
	委員	富士原 雅博				
参 与						
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課 副課長	土屋 邦和	担当書記	
	市民部長	塩野 英樹	保険年金課 主 任	猪又 史子		
	保険年金課長	柏木 隆治	保険年金課 主 任	三村 崇		
会議録署名委員		東海林 恵子 委員		高橋 博 委員		

◎諮問

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告がございます。

まず、資料の確認ですが、先日委員の皆様方には送付させていただきましたが、今日資料はお持ちでしょうか。ありがとうございます。

また、2号委員の濱田委員、富士原委員、斉田委員、3号委員の会長代理の池内委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、ただいまから令和3年度第2回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります吉野様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今日は11月の11日という日でございますけれども、外は本当に季節外れの暖かい日になっておりますが、そのような中、今日は国民健康保険運営協議会ということで、このように多くの皆さんにご出席をさせていただきまして、誠にありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

振り返ってみますと、コロナの関係で、この運営協議会が開催されたのが1月の21日、南畑公民館におきまして、そのときの諮問は令和3年度の特別会計当初予算についてということで、重要な案件であるということで開催をさせていただきました。そういった意味では、今富士見市でもコロナの関係につきまちは大分落ち着いてきているという情報もありますけれども、まだまだ予断を許さない状況であるように感じておりますが、今日諮問を1号、2号いただきました。ぜひ皆さんの慎重なご意見、慎重審議よろしくをお願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、星野市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 それでは、改めまして皆さん、こんにちは。市長、星野でございます。今日は令和3年度の第2回の国民健康保険運営協議会でごまいまして、委員皆様方にご参集いただきまして、心から御礼を申し上げます。また、市政全般にわたりまして、とりわけコロナにおきます状況におきまして、様々ご尽力をいただいておりますことにも感謝を申し上げます。ありがとうございます。

冒頭に会長からもお話ございましたとおり、コロナにつきましては、本市におきましては7月193名、8月が736名ということでピークでございました。9月が236名、10月は2名、本日11月、今日まで、10月14日から今日までずっとゼロ更新でございます。累計では2,057名の方が富士見市から陽性ということでございますが、おかげさまでこういう環境がつけられてございます。これもひとえに市民の皆様のご協力のおかげ、自粛等へのご協力をいただいたおかげだと、このように考えているところでございます。

一方でワクチンでございますが、本市におきましては高齢者65歳以上の皆様については90%を達成いたしました。そして、課題でございました若年層の30代、20代、そして10代の皆さんにつきましても、1回目の接種で75%ほどまで到達しておりますので、残りしました2週間ほどで80%近くいくのではないかと。現在トータルでは80.5%ほどまでパーセンテージが増えてございます。北村先生をはじめとする富士見市医師会の先生方におかれましては、精力的にご尽力を賜りました。本当にありがとうございました。

こういう状況でございまして、11月の20日で一区切りをつけさせていただきますが、今後は3回目のブースター接種ということで、既に準備が始まっております。12月の中下旬からは医療関係者の皆様、そして年が明けまして2月から65歳以上の高齢者の皆様方、基礎疾患をお持ちの方という順序で進めてまいりたいと考えております。こうした状況を、本当に市民の皆様のご理解をいただけたということだと考えてございます。さらに、本運営協議会におきましては、国保の加入の皆様方につきまして、第6波への備えなど、これからも季節の変わり目、インフルエンザということも心配がされるわけでございます。被保険者の皆様に安心して医療を受けていただくために、制度の安定的な運営が不可欠でございます。本協議会におきましてもご議論を賜りますようお願い申し上げます。

ただいま諮問書をお渡しさせていただきました。令和3年度の補正予算及び税条例の改正ということでございます。慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、今日はちょっと暖かいですが、これから冷え込むという状況でもあろうかと思えます。どうぞコロナ、インフルエンザ、それぞれの皆様方のご健康にご留意いただきますようご祈念申し上げて、ご挨拶とお願いとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

なお、市長におかれましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承をお願いします。

○市長 では、よろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 続きまして、令和3年4月1日で人事異動等がございまして、委員の皆さんも4号委員の吉川委員のほうで4月1日より就いていただいたということで、ご挨拶のほうよろしくお願ひします。

○委員 皆様、改めましてこんにちは。市町村共済組合の吉川と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎職員紹介

○保険年金課副課長 事務局のほうも令和3年4月1日に異動等ございましたので、自己紹介させていただきたいと思ひます。

まず、塩野部長のほうからよろしくお願ひします。

○市民部長 それでは、皆さん、こんにちは。今年度より市民部長を拝命させていただいております塩野でございます。委員の皆様には、国民健康保険の運営に対し、日頃よりご指導、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

ご存じのとおり、国民健康保険は構造上の問題から、毎年一般会計からの繰入れをお願いし、運営を行っておりますが、平成30年度の国保広域化で県が財政運営の責任主体となったことにより、国保財政は多少ではございますが、安定してきたところでもございます。しかしながら、いまだ厳しい財政状況は変わらないところでもございます。そのため、市としましては安定した国保の運営を目指し、医療の抑制事業や収納事業にも力を入れていきたいと考えております。

最終的な国保の広域化には、赤字繰入れや医療費格差など解消していかなければならない課題が山積みとなっておりますので、今後とも皆様のご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

柏木保険年金課長、よろしくお願ひします。

○保険年金課長 令和3年4月から、職員課より保険年金課長ということで拝命を受け、異動してまいりました。国保、入職以来の場所ということで、非常に変わったことも多々ありまして、勉強の毎日でございます。今後とも皆様のご意見を頂戴しながら、頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

私、保険年金課副課長を令和3年4月1日から拝命させていただいております土屋といいます。今回の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局の担当なのですが、三村主任。

○保険年金課主任 保険年金課国保税係の係長を務めさせていただいております三村と申します。よろしくお願ひします。

○保険年金課副課長 猪又主任。

○保険年金課主任 保険年金課健康保険係の保険事業を担当しております猪又と申します。よろしくお願ひします。

○保険年金課副課長 それでは、以後の議事進行につきましては、吉野会長よりお願ひいたします。

○会長 それでは、よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名委員の選出

○会長 まず、会議録署名委員の選出をさせていただきます。

本日の会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に東海林委員、高橋委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎諮問事項

○会長 それでは、(1)、諮問事項、諮問第1号 令和3年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算について、を議題といたします。

事務局より説明を願ひます。

○保険年金課副課長 では、土屋のほうから説明させていただきます。

令和3年度の補正予算なのですが、今回の件は簡単に言ひますと、保険給付費、医療費のほうなのですが、当初予算見込んでいたものよりかも、コロナの反動等で

大分医療費が増加しておりまして、そこを補填するための増額の補正予算となります。

中身的には、歳出のほうから説明させていただきますと、まず2つございまして、目のほうを見ていただくと、一般被保険者療養給付費というもの、これが通常の医療費なのですが、もう一個、一般被保険者高額療養費、ある一定の医療費を超えた方に高額療養費というのを支給するのですが、この2つが今年度いっぱい、今の予算のままだとちょっと足りないということで補正予算を上げさせていただきます。

要因としましては、当初予算の見込みなのですが、年間被保険者数については見込みとそんなに大差はなかったのですが、1人当たりの保険者負担金が、約5%増で令和元年度の決算の額から見込んでいたのですが、コロナ等の反動で4月から9月の実績のほう11.2%増えたということで、療養費のほうは大分増えてしまったので、その分を補填する形になります。

高額療養費のほうは、同じく被保険者数は変わりなかったのですが、見込みと実績で1人当たりのほうが、こっちは20%ぐらい増になりましたので、そこを補填するという形で額を上げさせていただきました。

補正額といたしましては、一般被保険者療養給付費のほうで3億9,159万2,000円、一般被保険者高額療養費のほうで2,909万円ということで上げさせていただきます。

次に、歳入なのですが、都道府県化になりまして、医療費のほうは県のほうから普通交付金ということで、使った分は全て県の普通交付金として入ってきますので、4億2,068万2,000円分を普通交付金として、歳入として増額の補正をさせていただきました。

以上になります。

○会長 それでは、質疑を受けます。よろしいでしょうか。

○委員 1点だけ、ちょっと歳出のほうの予算現額、当初予算ですと若干、下3桁11万3,000円、これ10万7,000円ですけれども、当初予算書を見ますと55億5,211万3,000円になって、私の資料です。修正とか補正はないように思うのですが、ちょっと私当初予算のほうを持ってきたのですが、そこら辺の差異、6,000円違うのです。

○保険年金課長 その差額分につきましては、一般被保険者療養給付費から退職被保険者療養給付費のほうに流用させていただいたということがございました。

○会長 高橋委員。

○委員 では、療養諸費の中の移動ということで、6,000円が移動されたということで

すか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 そういうことでございます。

○委員 了解しました。

○会長 よろしいですか。

そのほかには。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決します。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員です。

諮問第1号は承認されました。

続きまして、諮問第2号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○保険年金課主任 諮問第2号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正についての説明をさせていただきます。国保税係の三村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2を御覧いただきたいのですが、資料2の2枚目にグラフがついております資料でございますので、そちらを御覧ください。初めに、一番上の黒丸、概要を御覧ください。今回、地方税法施行令の一部改正等に伴いまして、国民健康保険税につきまして新たに創設をされました減額制度であります、未就学児に関する被保険者均等割額の減額措置、こちらのほうを富士見市としても導入させていただくために、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次の黒丸、改正内容を御覧ください。今回の改正内容は、大きく次の2点でございます。1点目は、国民健康保険税につきまして、未就学児に関する被保険者均等割額を減額するための内容です。減額する額につきましては、既に制度としてございます減額措置であります世帯の所得に応じました7割、5割、2割の軽減、こちらを行った後の金額に対して、10分の5を乗じて得た額、つまり半分の額といたし

ます。

改正内容の2点目は、その他所要の改正です。その内容は、主に新たな減額措置の導入に伴う引用条文についての改正となっております。

次の黒丸を御覧ください。未就学児に係る被保険者均等割額の軽減イメージとなっております。こちらのグラフは、世帯の所得金額に応じた保険税額のイメージとなっております。グラフに赤色の所得割額の部分と、水色の被保険者均等割額の一部がございますが、今回改正になるのは水色の被保険者均等割額です。これまで被保険者均等割額につきましては、先ほども申しあげました世帯の所得に応じた7割、5割、2割の軽減措置のみがございましたが、今回の新たな減額措置の導入によりまして、未就学児の被保険者均等割額を7割、5割、2割の軽減を行った後の額の半分の額といたします。これによりまして、未就学児の被保険者均等割額は7割、5割、2割の軽減を受けている方につきましては、合わせて8.5割、7.5割、6割の軽減となり、軽減を受けていない方は5割の軽減となります。グラフのオレンジ色で塗られた部分が、今回の未就学児に係る被保険者均等割額の軽減部分となっております。

なお、今回の軽減額につきましては、国の制度によりまして、その年の10月31日までに軽減することが決まった保険税額につきましては、一般会計からの繰入れの対象、つまり補助の対象となりますので、そちらもよろしくお願いたします。一般会計から繰入れされた金額のうち、2分の1の額を国から、4分の1の額を県と市が負担するような制度となっております。

こちらの資料に関する説明は以上です。

続いて、次のページを御覧ください。今回の改正内容を、条文として新旧対照表の中で説明させていただきたいと思っております。こちらの表につきましては、左右に新旧の条文がございまして、下線部が今回の改正箇所となっております。

まず、こちらのページ、第2条及び第11条第1項の改正につきましては、これはもともとあります規定に関する整備を行うために行うものでございます。

次のページ御覧ください。次のページからの4ページにわたる内容なのですが、こちらは第19条に関する改正でございまして、その内容は先ほども申し上げたもとある規定に関する整備と、地方税法の引用条文に今回新たに項が追加されたことによる改正、それと未就学児に関する被保険者均等割額を減額する規定の追加を行うものでございます。

未就学児に係る被保険者均等割額を減額する規定に関しては、今ご覧いただいて

いる19条のページから3枚めくっていただいたところに大きな変更な点がございまして、そちらが未就学児の減額に関する、新たに加わる項の部分となっております。

続きまして、次の第19条の2の改正でございますが、こちらは規定の整備と、第19条に今回項が追加されることによる改正を行うものでございます。

そして、次の附則第2項から第4項及び第6項から第13項までの改正につきましても、先ほどと同様、規定の整備と、第19条に項が追加されることによる改正となっております。

改正の箇所に関する説明は以上です。

なお、この条例の施行日につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額措置に関する部分は令和4年4月1日の施行日といたしまして、その他の改正規定につきましては公布の日からの施行とするものでございます。未就学児の被保険者均等割額の減額の適用につきましては、令和4年度分、来年度分の課税分の国民健康保険税から適用させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○会長 今、事務局から説明をいただきました。

質疑を受けます。

どなたかいらっしゃいますか。よろしいですか。それとも少し時間、大丈夫ですか。

「なし」の声

○会長 それでは、質疑がなければ討論を行います。

「なし」の声

○会長 討論がなければ採決します。

諮問第2号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員です。

よって、諮問第2号は承認されました。

◎その他

○会長 次に、その他の関係でございますが、委員の方から何かございましたらお願いいたします。

○委員 諮問の関係ではなくてもいいですね。

○会長 委員。

○委員 先ほど市長からのお話の中で、2,057人が感染したというお話があったのですが、今現在入院されている方というのはいらっしゃるのですか。

○会長 事務局。

○保険年金課長 申し訳ございません。今現在、入院されている方というのは把握してございません。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 そのほかには。

「なし」の声

◎会議録の確認

○会長 それでは、会議録の確認ですが、後日会議録がまとまり次第、東海林委員と高橋委員に署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

皆さん、ありがとうございました。

(午後 2時30分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名委員 会 長

委 員

委 員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。